

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 公正な採用選考 対応できていますか？



施行日： - ※法律による



法案 成立済 施行済



職業安定法 他

新卒社員の入社からわずか1ヶ月しか経っていないものの、すでに2026年卒の採用選考および2027年卒のインターンシップ募集など、来年度以降に向けた活動が迫っている。また、新卒のみでは人材が不足することなどから、通年で採用活動が必要な会社が一定あり、中途採用比率は年々増加している。採用活動で重要なことは、人数を確保することだけでなく、自社の情報を正しく発信するなどして、自社のミッション・ビジョンや社風に共感し、長期的な活躍が見込める人材とマッチングすることである。したがって、採用における情報発信の重要性がこれまでに増して高まっている状況にあるといえる。

なお、募集・採用における情報開示に関しては、法的に定められた公表義務や配慮義務事項がある。法律によっては、罰金等の刑事罰や、企業名公表等の行政罰が定められているものもある。更に、たとえ表立った法違反やトラブルに発展しなかったとしても、SNS全盛の昨今、些細なコンプラ違反が求職者等を経由して流布し、想定外の企業イメージ毀損につながるリスクも否定できない。採用に携わる方々におかれては、もれなく関係法令・留意点を理解した上で、採用活動を行っていただきたい。

【参考：厚生労働省／求職者等への職場情報提供に当たっての手引 パンフレット】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001237235.pdf>

【参考：厚生労働省／求職者等への職場情報提供に当たっての手引（本文）】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001237234.pdf>

【参考：厚生労働省／公正な採用選考の基本】 <https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>

2 賃金デジタル払い 導入時の留意事項



施行日： 2023年4月1日



法案 成立済 施行済



労働基準法

賃金デジタル払いの指定資金移動業者として、2025年3月に楽天 Edy 株式会社、4月に au ペイメント株式会社が新たに認められた。賃金デジタル払いは2023年4月にすでに施行されていたが、これで4社が資金移動業者に指定されたこととなった。今後、労働者の賃金受け取りの選択肢として、ニーズが増えることが見込まれる。企業にとっても、新制度への柔軟な対応によるイメージアップや採用力強化、給与振込手数料にかかる経費削減の可能性が期待できる。

一方、導入や運用にあたり、給与支払いの業務負担や管理コストの増加の懸念がある。例えば、銀行振込とデジタル払いそれぞれで手続きが必要となることはもちろん、給与の一部のみをデジタル払いにする希望があった場合、支払い方法ごとの支給金額も管理しなくてはならない。また、決済サービスに関する社員のアカウント情報管理方法など、セキュリティ面も考慮が必要である。導入までの手続きは慎重に行っていただきたい。

【参考：厚生労働省／賃金のデジタル払いを導入するにあたって必要な手続き】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001282164.pdf>

【参考：厚生労働省／資金移動業者口座への賃金支払に関する同意書（参考例）】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017091.pdf>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。